

## TMB 決議 35/2004

### 社会的責任

TMB は、

報告書と提案書について社会的責任諮問グループ（AG）に感謝し、

ストックホルムでの SR 会議の成功に貢献した Mr. Dan Gagnier と同 AG のメンバーにさらに感謝し、

同会議を主催した SIS（スウェーデン）に感謝の意を表し、

SR 分野の ISO 活動について同 AG によって明記された前提条件と、それらが包括的方針の構成要素となることに留意し、TMB は、

- SR は、かつて ISO で扱ってきたテーマ・課題とは質的に異なるテーマ・課題を多く含んでいることを認識する
- 社会的な責務または期待を定める政府と政府間機関の役割を認識する
- 世界的な政府間機関（国連世界人権宣言、国際労働会議、ILO によって採択された他の政策手段、関連する国連の会議など）によって採択された政策手段を認識し、また、SR 分野では民間の任意のイニシアティブの範囲があることも認識する
- 政治的プロセスを通してのみ解決できる課題を扱うことを避けるため、ISO の SR 活動範囲を狭める必要があることに同意する
- SR 分野における ISO と ILO の協力を調整するため、ILO との協定の策定を支持する
- 同テーマの複雑さと急速に進展する性質により、実定の社会的責任コミットメントを調和させることは可能ではないことを認識する
- 全領域の利害関係者による有意義な参加を確保する必要がある場合には、ISO のプロセスを調整することを確保することに合意する

適合性評価を目的とした明細文書でなく、専門家でない人々が理解しやすく使いやすい平易な言葉で書かれたガイダンス文書が必要であるという同 AG の勧告を同会議で確認したことを認識し、

同会議では、この作業が直ちに実施されるべきで、実現可能性のさらなる調査は必要ないことが示されたことをさらに認識し、

そのガイダンス文書には、同 AG によって特定された要素と、同会議の中で特定された他の要素を含めるべきだと合意し、

ISO の SR 活動について発展途上国での意識を高め、発展途上国の同作業への有意義な参加を確保するために、ISO とそのメンバーによって特別な取り組みがなされるべきことに同意し、

多くの発展途上国による同 SR 会議への参加を手助けしたスウェーデン国際開発庁 (SIDA) に感謝を表し、

限られた資源の中で、発展途上国、NGO、消費者、その他の団体からの専門家による ISO/SR 作業への参加を容易にするための維持可能なメカニズムが設置されることを勧告し、

先進国と発展途上国の Twinning 形式でのリーダーシップの下で同作業が実施されることにさらに合意し、

利害関係者の参加と関与を資金調達を含めて具体的に扱うための、リーダーシップポストを設けることを勧告し、

同作業を既存の TC に割り当てない勧告を受け入れ、

同作業は革新的な方法で実施する必要があるが ISO の基本方針と整合させること、暫定的なデリバラブルでなくてガイダンスを用意する国際規格を作成することを目的とすることを決定し、

利害関係者のカテゴリーの各々から専門家を指名することが ISO 会員団体 (MB) に要求され、興味を持っている国際機関及び広範な支持基盤を持つ地域機関は D リエゾンの仕組みによって専門家を指名できる、TMB の責務に直属する WG において同作業が行われることをさらに決定し、

同 WG の Twinning 形式でのリーダーシップと幹事国の候補を 2004 年 8 月 15 日までに提出するよう ISO メンバーに要求し、

以下を目的とした TMB タスクフォースを設立する：

本資料は、ISO/TMB の許可を得て、財団法人 日本規格協会が邦訳したものです。  
無断転載・引用・複写を禁じます。

- 同 AG の勧告に含まれたすべての項目と同会議での検討事項を網羅した作業範囲とともに、ガイダンスを用意する国際規格の新作業項目提案を策定する
- 同 WG 作業の公開性と透明性を確保するための適切なメカニズムを含んだ同 WG の委任事項と運営詳細を策定する
- 2004 年 9 月の TMB 会議に間に合うように、その提案書を TMB に提出する

SR 分野における実施例を普及させる手段として ISO がウェブサイトを開設するという提案を検討することをさらに合意し、

社会的責任諮問グループはそのタスクを完了したことを考慮し、解散する。